

プラスワン通信

<遺言の種類について>

相続人との間の相続をめぐる紛争を回避する方法のひとつとして、遺言があげられますが、その方法や特徴をご紹介します。

遺言はどのような方法がある？

遺言には主に3通りあり、それぞれの方法や特徴などのポイントを以下のとおりまとめました。

<遺言の方法と特徴>

I. 自筆証書遺言

方法：全文自筆（代筆・ワープロ不可）日付氏名自署して押印し、本人や推定相続人、遺言執行者等が保管。

特徴：費用がかからない。専門家の確認が無い為、内容が無効になることもあり。内容を秘密にできるも紛失等のリスクあり。

II. 公正証書遺言

方法：内容を公証人に口授して公証人が証書作成、公証役場にて保管。

特徴：費用はかかるも、公証人が作成する為、変造や無効になるリスク低い。

III. 秘密証書遺言

方法：自筆押印したものを公証人が立会い、本人や推定相続人、遺言執行者等が保管（代筆・ワープロ可）。

特徴：費用がかかり、内容が無効になることもあり。内容を秘密にできるも紛失等のリスクあり。

遺留分について

相続人が遺言内容に納得をされないケースもあるかもしれません。この場合、一定割合の財産を一定の法定相続人に保障する制度として、「遺留分減殺請求」があり、遺留分を侵害された法定相続人は、権利を請求することができます。（請求できる範囲は法定相続分の2分の1、兄弟姉妹は遺留分無し）

遺言の方法と特徴を理解したうえで、どの方法の遺言を行うかを選択することが望ましく、専門家にご相談されながら進めることをおすすめします。（庄司）

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com